

まちづくりニュース



平成23年5月に開所した万博記念公園駅前駐在所



駅近隣に建設中の大型商業施設

2011年(平成23年) 8月
NO. 36

目次

- ・支所長あいさつ
- ・事業の進捗について
- ・審議会・協議会・評価員会議について
- ・茨城県による宅地分譲情報
- ・使用収益開始について

特集

- ・市民が主役！地域のまちづくり

平成23年4月より、つくばまちづくりセンターは「土浦土木事務所つくば支所」に名称が変わりました。

ごあいさつ

平素より島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業の推進につきまして、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

今年度の県の組織見直しに伴い、「つくばまちづくりセンター」は「土浦土木事務所つくば支所」へと再編されましたが、引き続き事業の推進に努めて参りますので、ご協力方よろしくお願ひ申し上げます。

さて、この度の「東日本大震災」の発生に伴い、本県においても道路や上下水道等のインフラに甚大な被害が及びましたが、幸いにも当地区におきましてはつくばエクスプレス及び幹線道路等をはじめとする公共施設に目立った被害はなく、電気、ガス及び水道等の復旧も比較的早急に進みましたことから今後とも事業の推進を図って参ります。

現在の事業の進捗状況につきましては、昨年度までに島名環状線の内側を中心に宅地の使用収益を開始しておりますことから、住宅の建設が促進されつつあり、地区内の定住人口につきましてもここ一年間で1,000人近く増加し、およそ2,500人となっております。

また、本年5月には万博記念公園駅前に駐在所が開所するとともに、駅に隣接して、秋の開業を目指し大型の商業施設の工事も開始されておりますことから、今後さらに地区内が活性化するものと期待しているところでございます。

本年度につきましては、島名環状線内側及び新都市中央通り線沿道周辺の宅地造成及びインフラ整備を予定しているなど、今後とも事業を進めて参る所存でございますので、引き続き権利者並びに関係者の皆様におかれましてはご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

茨城県土浦土木事務所つくば支所

支所長 川又 和彦

審議会・協議会・評価員会議について

審議会, 協議会, 評価員会議を開催し、下記の議案が了承されました。

第13回評価員会議

- 開催日 平成23年 3月10日(木)
- 場 所 旧つくばまちづくりセンター中2階会議室
- 議 事 1) 土地評価基準の一部変更について(諮問)

第14回評価員会議

- 開催日 平成23年 6月17日(金)
- 場 所 島名・福田坪地区現地事務所
- 議 事 1) 保留地処分予定価格について(諮問)

第32回審議会

- 開催日 平成23年 5月 27日(金)
- 場 所 島名・福田坪地区現地事務所
- 議 事 1) 評価員の選任について(諮問)
2) 仮換地の指定について(諮問)

第39回協議会

- 開催日 平成23年 5月 27日(金)
- 場 所 島名・福田坪地区現地事務所
- 議 事 1) 廃棄物埋設地の取扱いについて
2) 今年度の事業予定について
3) 審議会委員の改選について



使用収益開始について

平成23年5月に、島名環状線と島名上河原崎線交差点の誘致施設用地を、7月に島名環状線沿いの一般宅地を使用収益開始しました。



※使用収益開始された土地の区画形質の変更(造成など)や建物の新築等を行う場合、土地区画整理法第76条の申請などが必要です。事前に土浦土木事務所つくば支所までご相談ください。

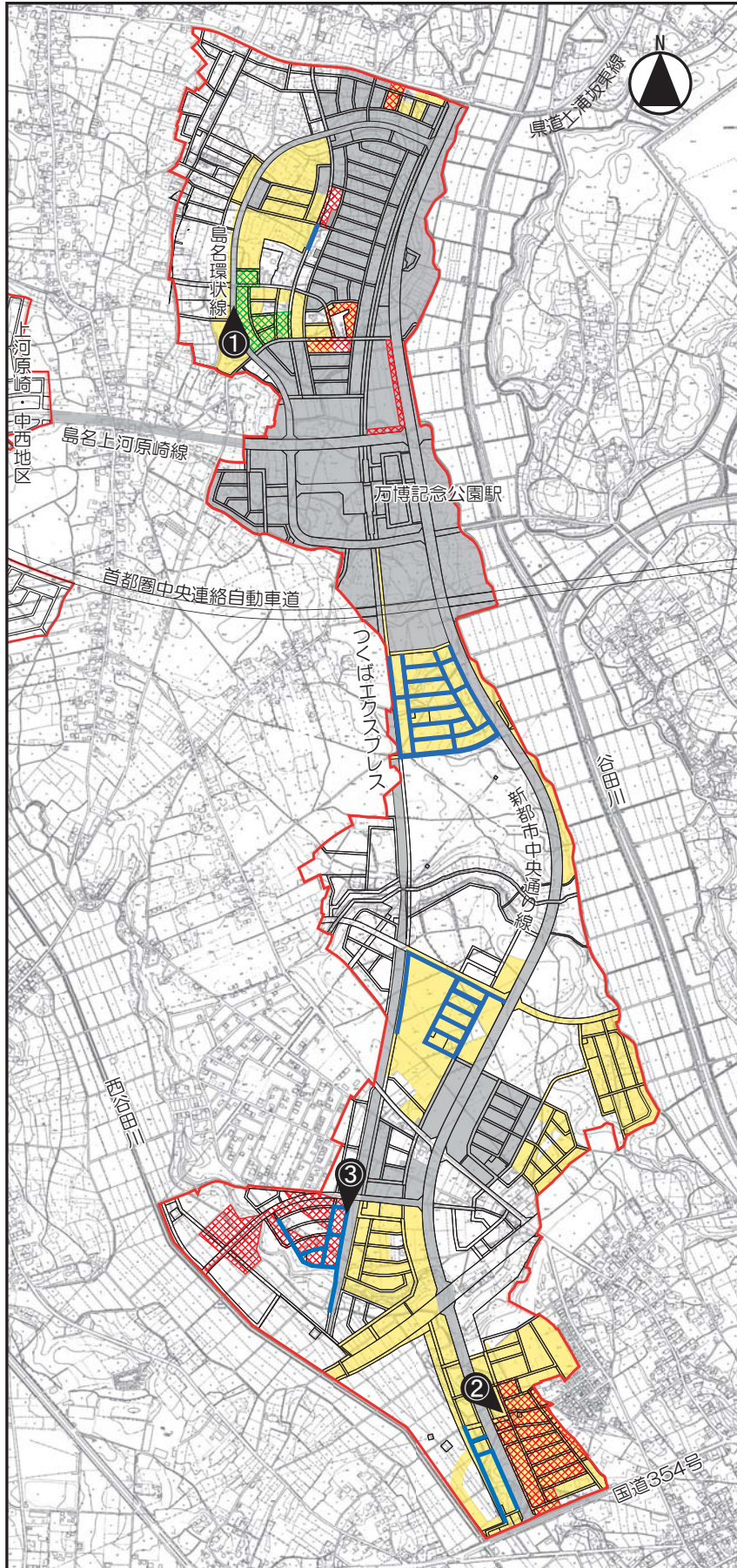
事業の進捗について






平成23年度は、新都市中央通り線沿道、島名環状線内において「宅地造成工事」、「供給処理施設工事」を予定しております。

工事箇所周辺の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしくお願いいたします。

■ 工事予定箇所図

(平成23年8月1日現在)



凡 例	
	完 成
	一 次 造 成 工 事 完 成
	造 成 等 工 事 箇 所 (平 成 2 3 年 度)
	供 給 処 理 施 設 工 事 箇 所 (平 成 2 3 年 度)
	使 用 収 益 開 始 予 定 (平 成 2 3 年 9 月)



① 島名環状線沿いの宅地造成工事の様子



② 新都市中央通り線沿いの宅地造成工事の様子



③ 谷田部萱丸線周辺の宅地造成工事の様子

* 工事予定箇所につきましては、今後変更になる場合がございます。

茨城県による宅地分譲情報

先着順分譲宅地案内会を開催しました

平成23年7月23日、24日、30日、31日の4日間にわたり田園都市島名の先着順分譲宅地案内会を開催しました。分譲地近隣の皆様にはご迷惑をおかけしましたが、おかげさまで県内外から4件のお問合せと10組22名のご来場をいただき、5画地にお申し込みをいただくことができました。

ご協力ありがとうございました。

【先着順物件概要】

- 募集画地数 6画地
- 土地面積 192.79㎡～273.72㎡
- 分譲価格 14,401,000円～18,838,000円
- 坪単価 約212,000円～約256,000円

※8月22日現在、先着順宅地は1画地となっております。



【問い合わせ先】

土浦土木事務所つくば支所
土地販売推進課

☎0120-298-379

特集 市民が主役! 地域のまちづくり

つくば市では地域のまちづくり活動に取り組んでいる団体を支援するために「つくばスタイルまちづくり支援事業」を実施しています。この事業は、市民等が地域で行うまちづくりについて、その活動状況を初期段階から4段階に分類し、段階に応じた支援を行い、市民等と市が連携・協力して市民協働のまちづくりを推進するものです。

支援方策としては、まちづくり専門家のアドバイザーやコンサルタントの派遣、活動資金の助成等を実施します。また、筑波大学と連携し、市民、行政、大学の三者での新たな協働スタイルを検討し事業を実施します。

地域のまちづくりにご興味のある方は、ぜひ、まちづくりグループに登録してみましょう!!

「つくばスタイルまちづくり支援事業」はまちづくりの身近な話題づくりから始まり、まちづくりルールを策定するまで以下のステップで支援いたします。

ステップ1 きっかけづくり

- ・まちの身近な課題について話し合う。
- ・市の講座等への参加
- ・市職員による出張講座
- ・「市民のまちづくりお助け本」※1の活用



市民のまちづくりお助け本

※1「市民のまちづくりお助け本」とは市民主体のまちづくりについての手順をわかりやすく解説したテキストです。市役所の都市計画課の窓口で1冊200円で販売しています。

ステップ2 活動を始める

- ・「地域まちづくりグループ」※2への登録
- ・勉強会や情報交換を実施
- ・市から専門アドバイザーを派遣



※2「地域のまちづくりグループ」とはつくば市が認定した、まちづくり活動を行っていくグループです。5人以上で登録することができ、登録することでつくば市からのサポートを受けることができます。

ステップ3 継続的なまちづくり活動が進んできたら...

- ・「地域まちづくり推進団体」※3へのステップアップ
- ・市から専門アドバイザーを派遣、コンサルタントを派遣
- ・市から活動資金助成



※3「地域のまちづくり推進団体」とは地域のまちづくりグループ登録から2年以上活動し、メンバーが10人以上で、周辺住民に活動の周知が図られていることの要件を満たすと、認定を受けることができます。

ステップ4 まちのルールを考える

- ・市からコンサルタントを派遣
- ・市から活動資金助成
- ・市から勉強会・情報交換の場の提供



詳しくは、つくば市のトップページから
<http://www.city.tsukuba.ibaraki.jp>

※各窓口センター及び各地域交流センターにパンフレットを設置しております。

地域のまちづくり

検索

【問い合わせ先】

つくば市役所 都市計画課
電話 029-883-1111(代)

お願い

住所や氏名 権利などが 変わるときには ご連絡ください

住所や氏名、所有権等の変更があった場合には、土浦土木事務所 つくば支所までご連絡ください。

今後重要な通知等をお届けできなくなったり、換地上の支障が出たりすることもありますので、ご協力をお願いいたします。

- 住所・氏名が変わったとき ……届出用紙をご請求ください。
- 所有権等の権利が変わったとき ……届出用紙をご請求ください。
- 土地を分筆しようとするとき ……事前にご相談ください。
- 土地の区画形質の変更及び建築物等の新築・増築・改築を行うとき ……事前にご相談ください。

工事区域周辺 のみなさまへ

つくばエクスプレス沿線では、土地区画整理事業の工事を実施しており、工事区域周辺の皆様には大変ご不便をおかけしております。

工事用車両の出入り等には十分注意しておりますが、工事施工箇所及びその周辺は非常に危険ですので、一般の方は立ち入らないようご協力をお願いいたします。

廃棄物の処理 についての お知らせ

所有地の地表、地中に廃棄物がある場合には、土地所有者の方々の責任で処理をお願いいたします。廃棄物が存在する土地については、土地区画整理事業の土地評価に影響することもあります。

なお、廃棄物が確認された土地については、当該土地所有者の方々の現場立ち会いを予定しておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

不法投棄防止にご協力をお願いいたします。

所有地の草刈 について

まちの景観維持や防犯のため、草刈りなど所有地の適正管理をしていただきますよう、ご協力お願い申し上げます。

なお、ご自分で草刈をすることができない場合には、つくば市空き地除草条例に基づき市で業者のあっせんも行いますので、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 つくば市役所 環境保全課 電話:029-883-1111(代)

土浦土木事務所つくば支所ホームページ

土浦土木つくば支所

検索

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/O1class/class40/>



お問合せはこちら

◇茨城県土浦土木事務所つくば支所 つくば地区区画整理課 TEL 029-839-9764

〒300-2658 茨城県つくば市島名2335(諏訪C13街区7) ウィンズヒル2階

万博記念公園駅から徒歩1分

平成23年4月より、つくばまちづくりセンターは「土浦土木事務所つくば支所」に名称が変わりました。

島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業まちづくりニュース 第36号

発行/茨城県土浦土木事務所つくば支所/平成23年8月